

# JIS

## プレキャストコンクリート製品ー 種類，製品の呼び方及び表示の通則

JIS A 5361 : 2016

(JPCC/JSA)

平成 28 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	伊 藤 康 司	全国生コンクリート工業組合連合会
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	近 藤 秀 貴	一般社団法人セメント協会
	清 水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会 (東京工芸大学)
	久 田 真	東北大学
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 28.4.20

官 報 公 示：平成 28.4.20

原 案 作 成 者：特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-34-2 ムサシビル TEL 03-5298-2011)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	1
5 製品の呼び方	5
6 表示	5
附属書 A (参考) プレキャストコンクリート製品の表示	8
附属書 B (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	12
解 説	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会（JPCC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 5361:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# プレキャストコンクリート製品— 種類，製品の呼び方及び表示の通則

## Precast concrete products— General rules for classification, designation and marking

### 1 適用範囲

この規格は、プレキャストコンクリート製品（以下、製品という。）の種類、製品の呼び方及び表示に関する一般的事項について規定する。ただし、日本工業規格が別途定められている建築用コンクリート製品には、この規格は適用しない。

なお、技術的に重要な改正に関する新旧対照表を**附属書 B**に記載する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 0203** コンクリート用語

**JIS E 1201** プレテンション式 PC まくらぎ

**JIS E 1202** ポストテンション式 PC まくらぎ

**JIS Q 14021** 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS A 0203**による。

### 4 種類

製品の種類は、その用途によって**表 1**のとおり区分する。また、構造及び製造方法によって種類を区分する場合は、**表 2**及び**表 3**による。